

## 西尾市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市立図書館、一色学びの館、吉良図書館及び幡豆図書館（以下「図書館」という）の雑誌スポンサー制度（以下「スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書館の利用者の閲覧に供する雑誌のうち、特定の雑誌の購入費用を、企業や店舗等に負担していただき、新たな図書資料等を確保し、図書館雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌の購入費用負担者（以下「スポンサー」という。）は、企業、店舗、団体及び個人等を対象とする。ただし、西尾市広告掲載基準第5条に規定する業種又は事業者は、スポンサーとなることができない。

2 スポンサーの期間は、原則1年以上とする。

(広告等の掲載)

第4条 提供雑誌の最新号カバー及び雑誌架にスポンサー名を表示することができるものとする。また、個人以外のスポンサーについては、雑誌のカバー裏面に希望する広告を掲載することができる。

(1) カバー表面及び雑誌架のスポンサー名の表示は、縦6 cm、横21 cm以内で、雑誌表紙のタイトル等に掛からない位置にすることとする。

(2) カバー裏面の広告は、各雑誌のカバーに収納できる大きさで、スポンサーの作成した片面のものとする。

2 掲載することのできる広告の内容の基準は、西尾市広告掲載要綱及び西尾市広告掲載基準のとおりとする。

(スポンサーの申込方法)

第5条 スポンサーは、西尾市図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、掲載を希望する広告（案）を添えて教育委員会事務局図書館に提出するものとする。

2 申込みの受付は、随時行う。

3 申込対象の雑誌は、教育委員会が別に定め、スポンサーが選定するものとする。

(スポンサーの決定)

第6条 教育委員会は、前条の申込書を受理したときは、雑誌スポンサーの可否を決定し、広告掲載の可否については、市長に掲載の可否の審査を依頼し、西尾市広告掲載要綱第8条に規定する広告審査委員会が審査を実施するものとする。

2 市長は、審査結果を教育委員会に通知し、西尾市広告掲載要綱第7条の規定によることなく、教育委員会は、雑誌スポンサーの可否及び広告掲載の可否を、西尾市図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）によりスポンサーに通知するものとする。

3 雑誌スポンサーの決定通知を受けたスポンサーは、教育委員会が指定する期日までに西

尾市図書館雑誌スポンサー承諾書（様式第3号）を教育委員会事務局図書館に提出するものとする。

（代金の支払い）

第7条 スポンサーは、選定した雑誌の代金を、次の各号により教育委員会の指定する期日までに納入しなければならない。

(1) 支払いは、申込期間分を一括払いで、図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。

(2) 振込手数料は、スポンサーの負担とする。

2 市長は、個人及び法人のスポンサーに対し寄附証明書（様式第4号）を交付するものとする。

（広告内容の変更）

第8条 広告の内容は、月1回まで変更をすることができる。

2 変更を希望するスポンサーは、変更月の初日の20日前までに西尾市図書館雑誌スポンサー広告内容変更申請書（様式第5号）に必要事項を記入し、掲載を希望する広告（案）を添えて教育委員会事務局図書館に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の申込書を受理したときは、前条第1項の規定と同様に広告掲載の可否を決定し、西尾市図書館雑誌スポンサー広告内容変更決定通知書（様式第6号）によりスポンサーに通知するものとする。

（広告掲載の責務）

第9条 スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行し、改正後の第7条の規定は、平成23年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。